

林業・木材産業 複合経営化支援保証



造林・育林



素材生産



木材・木製品製造



薪炭生産



林業種苗生産



きのこ生産



木材卸売等



木材製品利用

既にいずれかの事業を経営している方のうち、
新たにいずれかの異なる事業を複合して行う場合

→**最大で5年間「保証料免除」可能**で

当信用基金の信用保証をご利用できます！

※保証については一定の審査があります。

イラスト：平田美紗子

独立行政法人 農林漁業信用基金

電話 03-3434-7825 (林業信用保証管理部)

〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目1番16号
大手町ゲートビルディング5階

<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>



ご利用条件について (必ずお読みください)

「複合経営」とは、 対象業種	林業・木材産業の複合経営とは、次の①から⑧のいずれかの事業を複合して営むことをいいます。 ① 造林・育林 ② 素材生産 ③ 木材・木製品製造(製材、プレカット、合板製造、チップ製造、集成材製造など) ④ 林業種苗生産 ⑤ 薪炭生産 ⑥ きのこと生産(原木栽培、菌床栽培、堆肥栽培、林地栽培いずれも対象) ⑦ 木材卸売等(木材の卸売、木材市場又は木材の輸送)※ ⑧ 木材製品利用(土木工事、建築工事、家具・装備品製造、パルプ製造、紙製造又は木質バイオマス発電・熱供給)※ ※制度資金を利用する場合に限り対象です。
保証要件	保証対象者は、次の(1)に該当し、かつ、(2)又は(3)に該当する会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社を含む。)、個人又は組合とします。 (1)上記①から⑧のいずれかの事業を営んでおり、当該事業開始後の決算期が3期を経過している方 (2)新たに複合経営を予定し、具体的な事業計画を有する方 (3)現に複合経営を行っており、複合経営開始後の決算期が3期を経過していない方
保証割合	原則 80%
保証限度額	6億円(関連企業を含めた一被保証者当たりの限度額。他の保証分も含む。)
保証期間	運転資金:3年以内(長期運転資金の場合は7年以内)、設備資金:15年以内(通常の保証期間と同様です。)
返済方法	一括返済／分割返済
保証料	0.15%～1.80% 最大で5年間保証料を免除することができます。
貸付利率	融資機関所定の利率
保証人	ご利用条件により連帯保証人が必要となる場合があります。
担保	ご利用条件により必要となる場合があります。
出資金	保証額に応じた出資金が必要です。 (完済後、ご請求により払戻しいたします。)
その他	事業見通しや経営理念などを記載した様式第8号の「林業・木材産業の複合経営計画書」を作成いただき、審査を行います。 計画書様式ダウンロード: https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shinyouhosyou/index.html#cmsyoshiki
申込窓口	お近くの取扱い金融機関へ直接お申込みください。 https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shinyouhosyou/yushikikan.html